

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム

技術審査委員会規程

(構成)

- 第1条 定款第43条に基づき、この委員会を設置し、「健康な食事・食環境」認証制度の技術審査等に係る活動を行う。
- 第2条 委員会には、外食・中食部門と給食部門を置く。
- 第3条 委員会の長は、当法人の理事が務める。
- 第4条 委員会の委員は、理事会の意見を聞いて委員長が決定し、代表理事が委嘱する。
- 第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の職務及び権限)

- 第6条 委員会は当法人の「健康な食事・食環境」認証制度新規及び更新案件について、認証審査委員会の前に栄養学的・技術的審査業務を担当する。
- 2 その他、認証審査に関し、必要と認められた事項を行う。

(招集)

- 第7条 委員会は委員長が招集する。

(決議)

- 第8条 委員会の議決は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の報酬)

- 第9条 委員は無報酬とする。
- 2 委員会出席に伴う旅費等は、実費精算とする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会の決議により行う。

附則

本規定は、令和7年5月30日より施行する。